

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成28年度第7回（定例会）

署名人 本 仲 範 男
委員長 神 村 洋 子

開催日時 平成28年7月21日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午後12時03分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 神村洋子委員長、饒波正博委員、比嘉佳代委員、本仲範男委員、渡慶次克彦教育長

議 事 日 程 （3～7・10～11は非公開【10～11は議事録は公開】）

- 1 報告1 那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則について 【こどもみらい課】
- 2 報告2 教育長が臨時代理したことについて 【こども政策課】
※平成29年度認定こども園へ移行する園について
- 3 報告3 教育長が臨時代理したことについて 【こども政策課】
※平成28年度那覇市一般会計補正予算(9月補正)に関する意見の申出
- 4 報告4 平成28年度那覇市一般会計補正予算(9月補正)に関する要求について
- 5 報告5 教育長が臨時代理したことについて
※平成28年度那覇市一般会計補正予算(9月補正)に関する意見の申出
4・5一括審議 【総務課】
- 6 報告8 教育長が臨時代理したことについて 【総務課】
※審査委員会への諮問
- 7 報告6 教育長が臨時代理したことについて 【学校教育課】
※県費負担教職員（管理職）の異動にかかる内申
- 8 議案第8号 那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則について 【学校教育課】
- 9 報告7 那覇市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校事務連携室の室長に委任する規程について 【学校教育課】
- 10 議案第6号 平成29年度使用中学校教科用図書の採択について 【学校教育課】
- 11 議案第7号 平成29年度使用小学校教科用図書の採択について 【学校教育課】

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長

（総務課）山内健課長、佐久川敏明副参事、平良尚子副参事、伊禮道子主査、加藤和歌子主査

【学校教育部】黒木義成部長、森田浩次副部長

（学校教育課）武富剛課長、山下恒副参事、上江洲寛副参事、稲森恵子主幹、與那嶺美奈子指導主事、
新垣朝成管理主事、諸見里隆主査、玉城絵里主事

【こどもみらい部】浦崎修部長

（こども政策課）諸見里律子担当副参事、大城孝史主幹、玉城亜希巳主査、前田遼一主事

（こどもみらい課）徳嶺克志課長、宮城安伸主幹、

会議録作成（総務課）幸地英子主査

神村委員長 平成28年度第7回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日の会議録署名は、本仲委員にお願いいたします。

では、報告1「那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則について」の報告をお願いいたします。

浦崎部長 こどもみらい部でございます。

神村委員長 お願いします。

浦崎部長 では、報告1「那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則について」、ご報告をいたします。提案理由としましては、こども子育て支援法施行規則の一部を改正に伴いまして那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正します。この点についてご報告をさしあげます。資料といたしまして対照表それから国の資料等を付けてございます。内容につきましては、こどもみらい課長からご説明をさしあげたいと思います。

神村委員長 お願いします。

徳嶺課長 宜しくをお願いいたします。国の改正の内容ですけれども、この中には4頁、5頁に表がございます。少しこの説明を。二つの大きな定義がございまして、それに伴う改正ですけれども、一つは所得が360万未満相当に対する保育料の軽減措置がございまして、1人親家庭、在宅障害者のいる家庭につきましては第2子以降が無償になるということが一つ。もう一つが、同じく所得360万未満相当につきまして、これは1人親世帯等に限らず、多子世帯の第何子かということです。現法では2番目・3番目の子が幼稚園に入園する時に、小学校3年生までの者を第1子と数えている。もし5年生が居ても第1子と数え、第1子を小学3年生まで、その下に幼稚園の子どもが居れば第2子、その第2子については半額にしますよという内容でありましたけれども、この年齢制限を撤廃するということであります。極端に言えば二十歳のお兄ちゃんが居ても第1子ですね。今までは3年生までしか第1子と数えませんでしたけれども、それを第1子と、二十歳でも三十歳でも家計が一つであれば出来るということになりまして、年齢制限が撤廃ということでございます。この内容につきましては4頁、5頁に書いてございます。その内容の改正で、戻っていただきますと1頁目に改正前のところがあります。1頁から2頁にかけて改正後の表がありますけれども、現法で第3階層、3A・3Bというところが、所得約360万未満に相当するところの世帯でございます。所得割、市町村市県民税の所得割が7万7,100円以下の世帯、これは所得が約360万の世帯ということでございまして、その中で一人親の世帯及び在宅障害者の世帯は現法では第1子が5,800円、第2子が2,900円とありましたが、2頁を見ていただきますと、第1子が2,900円、第2子が0円ということになります。その他の世帯、3Aに該当しない世帯、これは1人親世帯あるいは在宅障害者が居ない世帯ですけれども、ここにつきましても6,200円を3,1

00円に減額をするということでございます。そしてもう1つ、年齢制限を撤廃するという件でございますけれども、これは備考の事項にその内容が書かれております。この(1)特定被監護者等のうち最年長者第7項の第1子、とありますが、特定被監護者等の定義が、支給認定保護者に現に監護されている者、監護されている小さいお子さん等が、一つ。そしてもう一つ、支給認定保護者に監護されていた者というものが定義の中に入っております、これが成人の子どもさんも含むということになります。この内容、特定被監護者等の定義がこうなっております、これを入れることによって年齢制限が撤廃されると。これまでは小学校3年生までということでありましたけれども、改正をすることによって年齢制限が撤廃するということになります。簡単でございますが以上でございます。

神村委員長 この件に関しまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。はい、饒波委員、お願いします。

饒波委員 今回のことで減った収入分は、国からの交付金で補填されるようになるんですか。

徳嶺課長 幼稚園の保育料につきましては、国からの歳入はございません。

神村委員長 関連しますので私から。この規則に該当する子どもたちは那覇市で何名位居ますかということをお先にも質問しましたが、今の財源とも合わせてどうなっていますか。

徳嶺課長 該当する幼稚園では500名居ることです。かなりの、20%以上ですね。

神村委員長 そうするとこれまで入った財源が、この500名分がかなり減になるってということによって、これは市の負担ということになりますか。

徳嶺課長 ということになります。おおよそ1,700万円程の収入減になると考えております。

神村委員長 ほかにお願いします。よろしいですか。では、ほかにご質問がありませんので、報告1「那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則について」は終了いたします。

続きまして、報告2「教育長が臨時代理したことについて」を議題といたします。では、こどもみらい部長、お願いします。

浦崎部長 こどもみらい部でございます。報告2「教育長が臨時代理したことについて」、報告をさせていただきます。報告理由といたしまして、平成29年度に公立幼稚園から認定子ども園へ移行する園につきまして、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項により臨時代理をしたので、同条第2項の規定に基づき報告し及び承認を求めます。次の頁をご覧ください。平成29年度認定子ども園へ移行する園についてということで、「那覇市立幼稚園の整備・運営に関する基本方針を定めました那覇市立幼稚園の今後の在り方について」に基づき、平成29年度に認定子ども園へ移行する園、5園、幼稚園ですね。次のとおり決定をいたします。なお移行候補園は、地域バランスや園舎の改築計画等を総合的に勘案し選定をおこない、認定子ども園移行推進委員会において付議してございます。1、公私幼保連携型認定

子ども園へ移行候補園といたしまして、まず、金城幼稚園の築年数ですが、昭和61年3月、現在の在園児数が93人、うち4歳児が27人でございます。2園目に曙幼稚園。築年数が平成2年2月、在園児数が現在5歳児のみの43人でございます。3園目、真地幼稚園。築年数が平成5年11月、在園児数が5歳児のみの64人でございます。2点目、公立型幼保連携型認定子ども園の移行候補園でございます。まず1園目、石嶺幼稚園、築年数が昭和54年3月、在園児数が5歳児のみで68人でございます。2園目、開南幼稚園、築年数が昭和27年となっておりますけれども、平成27年の誤りでございます。申し訳ございませんが訂正をさせていただきます。在園児数が55人、うち4歳児が19人という在園児数でございます。なお、この件に関して、公私連携型・公立型とも、これからそれぞれ運営する法人等の公募・選定、認定子ども園へ移行準備を進めまして、今年度の12月の那覇市議会定例会において那覇市立学校設置条例を改正し議会の承認をいただくという予定でございます。以上でございます。

神村委員長 ありがとうございました。では、この件につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。はい、渡慶次教育長、お願いいたします。

渡慶次教育長 一つの法人が二つ持ってもよかったですか。これについていくつまでという制限はありますか。

浦崎部長 今回は公私連携型で公募を、今現在開始しているところですが、この中におきまして、1つの法人が、運営できる公私連携型認定子ども園を、2園までとするという条件を今回は付して募集をしているところでございます。昨年度まではそこまで付けていませんでした。今年度から付けさせていただいて公募をしているところです。

渡慶次教育長 もし、よければ理由とかありますか。3つが何故駄目かという。

浦崎部長 半数程度ということですので、ほぼ18園程度予定はしておりますけれども、それを法人さんに、社会福祉法人ないしは学校法人にお願いしたい、その選定の中でやはり地域との連携あるいは今後の取り組みということが非常に重要だろうということが一つございまして、そうしますと大体、社会福祉法人さんでも地域に保育園を運営していらっしゃるわけですが、大体、2ヶ所位の法人さんが主でございます。まれに3ヶ所のところもありますけれども、基本的には2ヶ所の施設を運営というようなこともございます。地域外、全然違うところの運営ということをあまり考えにくいということもございます。また、一つの法人が何ヶ所も云々ということも一つ有るということで、数字をどうしようかと考えた時に、1法人2施設当たりというところが多いので、その状況で比べて2施設というようなことで採用しようかなという結論です。

神村委員長 はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長 前回、さつき幼稚園に行ったら非常に良くて、職員の配置も先生方の人数も。法人

によってはそれぞれ力も違うし大きさも違うし、3つも4つもというところもあるんでしょうけど、非常に評判の良い法人がもっとやりたいという時に、私たちとしてはそれだけ力があるのであれば評判が良くて、運営も良いということであれば、他に3つ位で良いかなという感じがしたのですけれども。取り敢えず、今のところ制限を加えて様子を見ながらだと思えますけれどもね。今のところ評判は非常に良いと聞いていますけど、今後、この法人が良いとか、どの法人が悪いとかというのは、いろいろと出てくるのではないですかね。これはやはり法人によって運営方針が全然違いますよね。このまま期待したいなと思います。

神村委員長 ほかにありませんか。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 お願いします。今、渡慶次教育長の懸念されたところは非常に同感だなと思っています。先程も部長のほうから地域との関係が凄く大事だということですけど、渡慶次教育長も訪問されて、大体、感触も良い感触を持たれていますけれども、実際のところどうなのかなと感じが実はあるわけですよ。これを今後、研究してもらいたいなという感じがします。

浦崎部長 今の件ですけれども、今回、昨年度からそうですけれども、やはり初めてのということでもございますし、公私連携となるとまた実績的にも数があまりないことでございまして、そこら辺りはその園の皆さまの評価、それからまだ県内では、なかなか認可園でも実施をしている少ない、第三者評価、これについても2回はやるようにと、取り敢えずは、最初の協定期間5年間のうち2回は第三者評価も入れるように、ということも条件に運営をしていただいております。この辺の評価も含めながら、検討・検証といえますか、確認はしていきたいなと思っております。

神村委員長 はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 確認まで。何年後かは知りませんが、きちっとした検証をするという機会が必要じゃないかなという感じがします。

神村委員長 ほかにございますか。はい、渡慶次教育長、どうぞ。

渡慶次教育長 確認だけしていいですか。待機児童ゼロを目標にして直接これがつながるという感じではないのですが、ある程度、これも待機児童現象も含めて視野に入れていたと思いますが、待機児童の数は去年と比べてどんな感じで推移していますか。

神村委員長 はい、どうぞ。

浦崎部長 待機児童、いわゆる国が定めています、その提言に伴った待機児童といたしましては今年が559人ですか、昨年度に比べて増えております。待機児童そのものは増えております。これは保育定数も数百単位で増やしたのですが、それ以上に申込者数が増えているという状況でありました。

渡慶次教育長 この待機児童の定義は変えずに増えているということですか。

神村委員長 はい、この待機児童ですけれども、つまりいろんな私立の保育園に行っている子ど

も達がカウントされていない、これも全部カウントされての待機児童ですか。

浦崎部長

現在の国の基準の待機児童ですと、国の調査は4月1日と10月1日でございます。4月1日時点で、申し込みの保育所等を利用したいということで、保育所・子ども園を含めて親の就労とかで保育が必要な子どもたちの申込者数が出てきます。その中から実際に入れなかった方の数字が今年の場合ですと680人位ございます。その中からご本人の、保護者の理由で園を選択されている場合、本当に近くだけ、自分の近所限定、例えば他は空いているけれどもそこに行かない、というような場合を除いている分が待機児童という形です。ご参考までにいろいろ国の定義がございますが、この定義が曖昧なので、市町村によって捉え方、待機児童が違うよというのが出ますけれども、那覇市の場合においては、第一希望のみの場合で、他が空いているのにそこに行っていない場合という方は、除かせていただいております。そのようなことをした結果が559人という数字でございます。

渡慶次教育長

その後、無認可の保育所に救われた人たちは除くとかということを考慮した時の、本当の待機児童というのは。

浦崎部長

今の数字の中には、申し込んだけれども、認可外に行かれた方も入っている。その時の認可外に行かれています方というのは、こちらから認可外に対しても運営費の支援をしているところがございます。そこに行った子ども達はそこから引きます。ただ、多くの方の場合には、那覇の場合、ひとつの特徴ですけれども、すぐに認可外に申し込む方が多くてその把握は出来ておりません。ただ、ご参考までにやはり認可外もまだ今年度で3,000人位の入所数がございます。

神村委員長

子ども達はどこかで預かってもらっているという現実はあるんですよね。現実的にはどうしても必要ですね。

ほかにございますか。よろしいですか。では、報告2「教育長が臨時代理したことについて」は、承認いたします。

次に移ります。日程3ですね。日程3から日程7までについては予算及び人事に関する案件であるため、非公開とすることが適当であると思われます。非公開としてよろしいでしょうか。

全 員

異議なし。

神村委員長

異議なしということですので、非公開といたします。関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

神村委員長

ここで非公開を解きます。続きまして、議案第8号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則について」を、議題といたします。学校教育部長、お願いします。

黒木部長

議案第8号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則につい

て」、那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。平成28年7月21日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成24年条例第41号）の改正により、県費負担教職員に係る諸手当の認定等の権限が県から市に移譲されたことに伴い、学校事務連携室を設置し及び所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。ご説明は学校教育課長がおこないます。

神村委員長 はい、お願いします。

武富課長 はい、ご説明いたします。平成28年3月に沖縄県教育委員会の権限に付属する事務の処理の特例に関する条例が改正されまして、学校における県費負担教職員の諸手当の認定等の権限が県から市に移譲されることになりました。権限の委譲に際しましては県条例の改正に先立ち、県による事前説明と地教行法第55条に基づき、平成27年9月に県から市に対して事前協議がなされ、その内容が教育委員会から教育長に対する事務の委任の範囲であることから、同年10月に移譲に同意する旨、市長名で回答をおこなったことを報告申し上げます。この度の規則改正は、県条例の改正により、県費負担教職員の扶養・住居・通勤・単身赴任手当の認定等について、これまで県で最終的に処理していたものが、今後は市において処理ようになることから、諸手当の認定等をはじめとした学校の事務を共同で実施するための組織として、学校事務連携室を設置し及び所要の規定を整備等する必要があるため、那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正するものです。改正県条例の施行期日が平成28年8月1日となっていることから、当該規則の施行もこれに合わせて平成28年8月1日からとしています。以下、担当から補足説明を申し上げます。

神村委員長 はい、お願いします。

山下副参事 議案の規則の内容につきましてご説明いたします。まず、31条の2第1項では、先程、課長がご説明した学校事務を共同で進めるための学校事務連携室について規定しております。今現在、市内各小・中学校には、県費負担事務職員が1名～2名ずつ配置されて学校事務を担っていますが、1人配置に対する不安や負担の軽減、書類等の相互点検による適正で効率的な事務処理等を目的として、全国的に学校事務の共同実施が推進されております。これは複数校の事務職員が週に一度1ヶ所に集まって学校の事務を共同で処理するもので、その中で認定事務を組織的に処理でき、複数により審査が可能であることから事務の適正化、効率化等が図られ、組織的・機能的に学校運営に貢献していくことが可能になります。学校事務の共同実施は、平成10年の中教審の答申に初めて提案された学校事務処理の効率化の方策で、沖縄県は平成17年から、那覇市では平成23年から県の実践研究事業という形でおこなわれてきております。これが平成24年度県条例の改正によりまして、平成25年度からは既に中頭地区と島尻地区で制度として正式に発足した学校事務の共同実施が、このたびの県

条例の改正によりまして、那覇地区のほか国頭・八重山・宮古地区など一部離島を除く県全体でおこなわれることとなります。今現在、市内小学校36校、中学校17校、合計53校につきまして、4校～6校を一つの単位として11のブロックに分けまして、ブロック内では事務職員は各学校の兼務発令を受けて、学校事務の共同実施をおこなっておりますが、規則改正の施行に合わせてこのブロック単位ごとに学校事務連携室を設置し、第2項に定める室長を置く予定となっております。そのほか今回の規則改正では新たに目次の整備、それから改正済規則の修正、それから見出しの修正など字句の修正等を併せておこなっております。以上が改正内容の説明となりますが、次に、お配りしております資料について簡単にご説明いたします。別添の資料をご覧ください。全部で11頁ほどになっております。まず1頁、地教行法に基づいて昨年、県知事から市長に対してなされた協議文になっております。これが1頁目です。これを受けまして、2頁、このような形で権限の委譲を同意する旨、市長名で回答をおこなっております。続きまして3頁と4頁をご覧ください。3頁～4頁は、県から条例改正をおこなう予定の旨、あるいは条例改正が終了した旨の通知文となっております。少し急ぎますけれども、続きまして資料の5頁をご覧ください。5頁はこの度の改正がおこなわれる県条例の内容につきまして、その改正前の内容になっております。この第2条部分がこの度の改正内容になっております。具体的に移譲される内容につきまして、第2条に規定されているとおりですけれども、7頁が具体的に移譲される詳細の規定になっております。そして続きまして8頁をご覧ください。新旧対照表になっておりますけれども、この度の3月で県条例が改正されました、その内容になっております。右側が現行といいますか、以前の県条例の内容です。この度の改正で左側のとおりになっております。ご覧のとおり、それまでなかった那覇・浦添等のほか、石垣・名護・宮古等の市町村もこの度の県条例の改正によりまして、権限移譲の対象となっております。続きまして9頁をご覧ください。これは参考資料ですけれども、県条例の改正におきまして県のひとつの改正の一例として、県から提供があった資料です。このような形で改正あるいは規程の改正・設置についての参考資料として、県のほうから提供があったものでございます。続きまして10頁をご覧ください。これは今現在、学校でおこなわれております、学校事務共同実施について図で説明したものでございます。共同実施導入前は上のような形で、A校・B校・C校・D校、それぞれに様々な事務がおりまして、単独でそれぞれ事務を処理しているわけですけれども、共同実施導入後は下のほうの形になりまして、各学校からブロック単位ごとにこのような形で、週に一度は集まって事務の点検をおこなうということになっております。11頁をご覧ください。これが今現在、先程申しました、既に県の研究事業として実践しております共同実施、ブロックの一覧表になります。これがこの度の規則改正の終了後、8月1日からはこのブロック単位ごとに学校事務連携室を置くという

ことになります。この中で認定事務等もおこなうことになります。以上、急ぎでご説明させていただきました、説明は以上です。

神村委員長 では、これに関しまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。質問してもいいですか。今、この連携のシステムが出来上がったということですが、私も初めて見ましたけれども、この事務の連携ということで、事務点検とかはありましたけれども、その辺の指導は那覇市ではやりませんよね。県の職員ですからもしかしたらそれは事務所でおこないますか。

山下副参事 今回、権限の委譲されたその内容につきましては、学校事務の中で行いまして、この事務についてはこの事務職員が行うということで、後、その事務内容につきましては最終的には権限が委譲されておりますので、教育委員会が行うということになります。権限が委譲されたことに関しましては、教育委員会が所管になりますので、所管課である学校教育課が主としてやっていくことになります。ただ、この事務連携室では、この諸手当以外にも、様々な文書とか、調査物等の事務なども行いますので、これに関しましては、県あるいは教育委員会のほうでチェックする、あるいはその他学校事務につきましては、学校長も点検するということになります。

神村委員長 こういうシステムになったら、いちばん助かるのはもしかしたら新採用の事務辺り。ほとんど自信をもって仕事をする事が出来ないの、あちこちの学校に電話して事務をすることが多いんですよ。そういうことが出来ると、先輩方からその仕事のノウハウを受けることができるので、システム的には、私はいいかなと思いますけれども。

山下副参事 まさに、今、おっしゃったそれが狙いになっておりまして、他地区ではそれが既に実施されているところでございます。

神村委員長 はい、どうぞ。

本仲委員 今、神村委員長がおっしゃったように、そのとおりだと思いますね。平成25年から他地区では始まっていて、25年に私は校長として経験しておりまして、全県的に実施されているものと思っていて、島尻と中頭だけ実施しているとあの時は知らなかったのですが、事務職員に様子を聞きました。すると10頁の下のメリットという囲みがありますよね。これが一番大事なところでお互いに他校の書類を相互点検、これが出来ると、それから情報の共有、今、神村委員長が正におっしゃったような。特に新採用の事務職員、それから一番大きいのはね。不安の軽減らしい。それぞれの学校単独で、例えば父母の取り扱いだとか、要保護者の確認とか、そういう重要書類をそれぞれの学校で点検していたものが、連携室に集まることによって相互点検が出来るということで不安が解消されるということがね、凄く良いです、というようなことを言っていました。ただ、毎週水曜日の午前中、ということがありますよね。その時には学校は空けますけれども、しかし空けていてもそれ以上のメリットがあるかと思うんです。ただ、心配なのはね、メリットがあったらデメリットもあるはずだけれど

も、これは出ていないと思います。

神村委員長 ほかにありますか。はい、饒波委員、どうぞ。

饒波委員 9頁のこの資料というのは、これは県からの資料ですかね。これを基に那覇市が、2頁目ですかね。学校事務連携室を作るというところの31条を作ったと思いますけど、これで併せて読み比べてみると、那覇市の場合はこの事務長というのは、学校事務連携室の室長ということになるわけですか。県のこの資料の9頁を見ますと、「事務長の職務」と書いてあります。(2)ですね。「校長の監督を受け」と書いてありますが、この室長の場合は、学校が統合すると統合事務局になりますのでその監督というのは、これは学校長ではないので誰になりますか。

神村委員長 はい、お願いします。

山下副参事 まず、県の例で事務長が規定されていても那覇市のほうでは規定がないという。県では実際に、例えば高校などに事務長という職名がありますけれども、この度のこの連携室の室長というのは職名ではなく、委員会が任命するためのものでありまして、その職名と任命との混同を避けるために敢えて事務長とせず、今回は室長としております。そしてその室長の監督につきましては、事務主幹もしくは事務主査がこの室長に任命されますので、そういう意味で学校の所属職員でございますので、その監督等は学校長の服務監督を得ながら、特にこの権限に関してのみは、この事務が責任を負うということになります。そしてまた何かあった場合は、後ほどまた規程報告で出て参りますけれども、何かあった場合は教育長に報告すると、教育委員会、学校、具体的には事務担当課の学校教育課が所管課となって具体的に指導をしていくという考え方になります。

饒波委員 わかりました。

神村委員長 ほかにございませんか。はい、比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 この配置の、配置職員の差が多かったり、少なかったりはスキルの差ですか。仕事量の差ですか。

神村委員長 はい、どうぞ。

山下副参事 今、このブロック分けはですね。主に事務量です。学校によって例えば児童生徒数が多かったり、少なかったりして、単純に同じ学校数であればいいことではなくて、一つの学校によっても児童数が多い学校、少ない学校、例えば就学援助が多い学校、少ない学校等がありますので、これらを勘案してなるべく学校間で差がないように配分いたしまして、尚且つ、地区の偏りがないようにした結果、このような形のブロック分けになっております。

神村委員長 はい、ほかにございますか。お願いします。こういう形をとることによって、例えば赴任手当を申請してから何ヵ月か経って支給されるとかですね。その辺の時間のことに関して差が出てきましたか。どうですか。

山下副参事 実質はこれからですけれども、既に実施しているところの実例でいうと、通常これまで認定申請してから認定までに、例えば4月に申請すると認定されるのが大体8月、場合によっては9月位までかかっていたものが、実際には5月位からあるいは6月には反映されるというような報告を受けております。

神村委員長 はい、わかりました。時間がだいぶ短縮されたわけですね。はい、ほかにございますか。よろしいですか。はい、それでは、議案第8号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおりで異議はございませんか。

全 員 異議なし。

神村委員長 はい、異議なしということですので、議案第8号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則について」は、議決いたしました。

続いて報告7「那覇市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校事務連携室の室長に委任する規程について」の報告をお願いいたします。はい、部長、お願いします。

黒木部長 報告する前に一箇所文字の修正がございますので、宜しくをお願いいたします。鑑文の報告理由の2行目でございます。同室の室長への権限移譲について、その次でございしますが、「規程を定める」とありますが、「規程」を消していただいて、「訓令」にさせていただきたいと思います。「訓令」です。では、報告させていただきます。報告7「那覇市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校事務連携室の室長に委任する規程について」、那覇市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校事務連携室の室長に委任する規程について別紙のとおり報告する。平成28年7月21日提出。教育長 渡慶次 克彦。報告理由 那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部改正による学校事務連携室の設置に伴い、同室の室長への権限移譲について訓令を定める必要があるのでこの件を報告する。説明は学校教育課長がおこないます。

神村委員長 はい、お願いします。

武富課長 はい、ご説明いたします。先程の規則改正でご説明申し上げましたとおり、平成28年3月に沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例が改正されまして、学校における県費負担教職員の諸手当認定等の権限、扶養・住居・通勤・単身赴任手当の認定等が県から市に移譲されることになりました。これを受けまして、議案第8号の規則改正に伴う学校事務連携室の設置に伴い、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条により、教育委員会から教育長へ委任された事務の権限を学校事務連携室の室長へ委任するため、議案第8号が制定された後に、本訓令を、教育長決済をもって新たに制定するものです。改正県条例の施行期日が平成28年8月1日となっていることから、本訓令の施行もこれに合わせて、平成28年8月1日からとしています。以下、担当のほうから、直接、説明を申し上げます。

神村委員長 はい、お願いします。

山下副参事 ご説明いたします。県の条例改正によりまして、県から市に委任された権限は那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則により教育長が担うことになるわけですが、この権限を規程の第2条によりまして学校事務連携室の室長に委任するとしております。これまで、一旦、学校で認定、確認等おこなった書類を更に県にあげて最終的に認定を受けておりましたが、この規定の制定によりましてこれらの事務が学校で完結することになり、認定の効率化と迅速化が図られることになるかと思っております。なお、付則の経過措置ですけれども現任の渡慶次教育長の在任期間中は新法に代わりまして、旧法が適用されることを謳っております。以上です。

神村委員長 はい、では、この件につきまして、ご質問、ご意見をお願いします。よろしいですか。はい、先程の件と関係がありましたので、ご意見が出たと思います。では、ご質問がないようですので、報告7「那覇市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校事務連携室の室長に委任する規程について」は、終了いたします。

次に移ります。次の日程10と11については、教科書採択に係る案件であり、公正でせいひつな環境を要するため、非公開とすることが適当であると思われま。非公開としてよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

神村委員長 それでは、非公開といたします。では、関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開【議事録は公開】 ～

神村委員長 議案第6号「平成29年度使用中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。では、部長、お願いいたします。

黒木部長 議案第6号「平成29年度使用中学校教科用図書の採択について」、平成29年度使用中学校教科用図書について別紙のとおり採択する。平成28年7月21日提出。
教育長 渡慶次 克彦。提案理由 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条に基づき、平成29年度使用中学校教科用図書について、現行の教科用図書を継続採択する必要があるもので、この案を提出する。ご説明は学校教育課長がおこないます。

神村委員長 はい、お願いします。

武富課長 ご説明いたします。次の頁です。平成29年度使用中学校教科用図書一覧になっております。ご覧になってください。平成28年度、今年度から使用する中学校の教科用図書、そのまま使用になります。但し、一番下にありますが英語につきましては、3年生は学習内容の連続性に配慮して、平成28年度使用、今年度使用しております教育出版 ONE WORLD English の新版を使用するとなっております。次の頁のほうですが、資料をご覧ください。先程、提案理由にありました義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条、裏のほうが第14条となっております。

ります。第14条は義務教育諸学校において使用する教科用図書については政令で定めるところにより、政令で定められた期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採決するものとするとなっております。その下にありますのが施行令となっております。施行令の第15条は一番下にありますが、こちらのほうでもですね。同法第14条の規定により種目ごとに統一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とするとなっております。次に資料がありますが、図1のほうが教科書が使用されるまでの基本的な流れとなっております。表1のほうが小中高等学校の教科書の検定・採択の周期ということで、小学校につきましては平成27年度使用開始になっておりますが、中学校については、今年度、平成28年度から使用開始となっております。はい、以上です。宜しくお願いします。

神村委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。一応、去年のみの資料ですけれども、毎年、申請するという形で理解してよろしいのですか。

武富課長 はい。

神村委員長 よろしいでしょうか。それではご意見がありませんので、議案第6号「平成29年度使用中学校教科用図書の採択について」は、原案のとおりで異議はございませんね。

全 員 異議なし。

神村委員長 それでは異議なしということですので、議案第6号「平成29年度使用中学校教科用図書の採択について」は、議決いたしました。

では、次に議案第7号「平成29年度使用小学校教科用図書の採択について」を、議題といたします。では、部長、お願いいたします。

黒木部長 議案第7号「平成29年度使用小学校教科用図書の採択について」、平成29年度使用小学校教科用図書について別紙のとおり採択する。平成28年7月21日提出。
教育長 渡慶次 克彦。提案理由 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条に基づき、平成29年度使用小学校教科用図書について、現在使用している教科用図書を継続して採択する必要があるのでこの案を提出する。ご説明は学校教育課長がおこないます。

神村委員長 はい、どうぞ。

武富課長 ご説明いたします。資料をご覧ください。平成29年度使用教科用図書一覧となっております。この教科書につきましては平成27年度から使用しておりまして、平成29年度もこういった形で使用を予定しております。宜しくお願いします。

神村委員長 はい、この件に関しまして、ご意見、ご質問等をお願いいたします。教科書は変わりませんのでよろしいでしょうか。はい、では、議案第7号「平成29年度使用小学校教科用図書の採択について」は、原案のとおりで異議はございませんか。

全 員 異議なし。

神村委員長 議案第7号「平成29年度使用小学校教科用図書の採択について」は、議決いたし

ました。ここで非公開を解きます。

神村委員長 以上を持ちまして、平成２８年度第７回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。